

# 大学発明の社会実装と収益化に関する課題について

## Challenges Related to Social Implementation and Monetization of University Inventions

大熊靖夫\*  
OHKUMA Yasuo

長谷川聡一郎\*\*  
HASEGAWA Soichiro

### 〔抄録〕

かつて大学の使命は教育と研究であったが、2000年代初頭に制定された知的財産基本法や国立大学法人法、2006年の教育基本法の改正によって、そこに社会還元が加わった。1998年には大学等技術移転促進法、1999年には産業活力再生特別措置法が成立し、2003年度から始まった大学知的財産本部整備事業や、2004年度の国立大学法人化などを契機として、大学における特許出願も増加した。このような累次の制度整備や特許出願の増加によって、スタートアップの活発化や実施料収入の増加など、大学が関与する社会実装の進展にも一定の効果が見られた。他方で、大学から生まれた発明の権利化や、それを用いた社会実装については、その仕組みや機会が十分には生かし切れていないとして、課題も指摘されてきた。

そして、近年は改めて大学知財の利活用、更なるスタートアップの創出や知的財産の収益化に大きな期待が寄せられている。2022年に閣議決定された「スタートアップ育成5か年計画」に象徴されるとおり、わが国はスタートアップの創出拡大を推し進めている。2023年には「大学知財ガバナンスガイドライン」が策定されるなど、大学による知財活用に向けた環境整備も行われつつある。また、知的財産を通じた収益化も、大学にとっては大きなチャレンジである。2006年に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針は、国立大学の運営費交付金を毎年1%減額する方針を定め、大学には自ら運営資金や研究資金を確保することが求められてきた。これに対して、2025年11月に公表された国立大学法人等改革基本方針は、運営費交付金の在り方の見直しを示しつつ、経営戦略を構成する財務戦略として、知の資産の棚卸しや価値化、社会実装等の推進による財源の確保にも触れている。

本稿ではこのような大学知財の活用に対する関心の高まりを受けて、大学で生まれた発明の社会実装や収益化に関する課題を考察する。

## 1. はじめに

かつて大学の使命は教育と研究であったが、

今から20年前、そこに社会還元が加わった。2006年の教育基本法の改正により、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培

\* 特許庁審査第一分析診断 上席審査長  
Senior Director, Material Analysis and Medical Diagnosis Division, Patent and Design Examination Department (Physics, Optics, Social Infrastructure and Design), Japan Patent Office

\*\* 特許庁審査第一部応用光学 審査官  
Examiner, Applied Optics Division, Patent and Design Examination Department (Physics, Optics, Social Infrastructure and Design), Japan Patent Office

うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」(第7条「大学」)ことが定められた。2002年に成立した知的財産基本法には「大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする」(第7条「大学等の責務等」)ことが規定され、2003年に制定された国立大学法人法にも、国立大学法人の業務のひとつとして「国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進する」(第22条「業務の範囲等」)ことが規定された。

2000年代初頭、大学の役割に社会貢献や研究成果の普及が加わる累次の法改正がなされた背景には、1990年代から続く社会状況の変化がある。当時のわが国はバブル崩壊後の構造改革期にあり、新たな産業分野の開拓や技術革新が急務とされていた。そして、大学による社会への貢献、とりわけ大学から生まれた発明の社会実装に大きな期待が寄せられた。1998年には大学等技術移転促進法(TLO法)が成立し、大学や公設の試験研究機関などによる研究成果を企業へと積極的に移転するための仕組み、承認TLO制度などが始まった。1999年には産業活力再生特別措置法も成立し、大学で創出された発明の権利化と、それによる商業化、社会実装を進める体制が整えられた。

このような社会情勢を受けつつ、2003年度から始まった大学知的財産本部整備事業や、2004年度の法人化を契機として、大学における特許出願数も増加した<sup>1)</sup>。前述した法制度の整備や、大学の体制構築によって、大学における知的財産に関する活動も活性化し、スタートアップの

創出や実施料収入の増加など、大学が関与する社会実装の進展にも一定の効果が見られた。他方で、大学から生まれた発明の権利化や社会実装については、その仕組みや機会が十分には生かし切れていないとして、引き続き課題も指摘されてきた<sup>2)</sup>。

それから20年を経て、近年は改めて大学知財の利活用、更なるスタートアップの創出や知的財産の収益化に大きな期待が寄せられている。2022年に閣議決定された「スタートアップ育成5か年計画」に象徴されるとおり、わが国はスタートアップの創出拡大を推し進めている。2023年には、大学から生まれた知的財産の社会実装を実現する機会の最大化や、そのための資金の好循環に向けて、内閣府、文部科学省及び経済産業省による「大学知財ガバナンスガイドライン」が策定されるなど、大学による知的財産の活用に向けた更なる環境整備も進められつつある。2024年には、科学技術振興機構が主体となり、大学発スタートアップの継続的な創出を支える大学発新産業創出基金事業「スタートアップ・エコシステム共創プログラム」も開始され、大学の教職員が生み出す研究成果の事業化や企業との連携、スタートアップの創出拡大が強く期待されている。

知的財産を通じた収益化も、財務上の懸念を抱える大学にとっては大きなチャンス、チャレンジである。かつて2006年に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針は、国立大学の運営費交付金を毎年1%減額する方針を定め、大学には自ら運営資金や研究資金を確保することが求められてきた。近年は物価高騰のあおりも受けて、大学の財務状況はさらに悪化し、財源の確保は喫緊の課題となっている。そして、2025年11月に公表された国立大学法

人等改革基本方針は、大学が置かれた厳しい財務状況に鑑みて、運営費交付金の在り方の見直しつつ、経営戦略を構成する財務戦略として、知の資産の棚卸しや価値化、社会実装等の推進による財源の確保にも触れている。大学の教職員が生み出す発明などの知的財産には、大学経営の観点からも期待を寄せられている。

そこで、本稿ではこのような関心の高まりを受けて、大学で生まれた発明の特許化や社会実装、収益化における課題を考察する。なお、本稿は著者が個人の資格で執筆したものであり、特許庁をはじめとした所属組織の見解などを表すものではない。

## 2. 大学発明の権利化に関わる課題

かつて大学の教職員は自由に設定した研究テーマを追求し、その研究成果も自由に発表してきた。その背景には、研究の自由や、学問研究結果の発表の自由といった、アカデミアの基本原則が存在する。研究者は論文投稿や学会発表によって自身の研究成果を公表し、それを通じて学術分野における知の蓄積に貢献するほか、研究成果を広めることによって、その社会実装にもつなげてきた。そのため、一般的には研究成果を社会実装につなげる場面で重要な役割を果たし得る特許制度も、アカデミアにおいては必ずしも活用されてこなかった。その要因としては、上述の原則をはじめ様々に想定されるものの、たとえば特許を受ける権利の帰属や、発明の届出に関するルール、教職員のマインドセットなども関係する。

大学における特許を受ける権利の帰属については、過去を遡ると 1977 年の学術審議会の答申に基づいて、知的財産は研究者個人への帰属が

原則とされてきた。当時、大学には発明を社会実装につなげる適切な組織が存在しないことから、知的財産を活用するためには、発明者に権利を帰属させるほうが適切と考えられた。しかしながら、研究者が個人として特許などの権利化を図り、それを社会実装につなげるのは容易ではない。そのため、大学で生まれた発明の適切な権利化や、その社会実装には必ずしもつながらなかった。一方、米国においては、1980 年に成立したバイ・ドール法などに基づいて、大学における組織的な知財活用に向けた体制整備が進められた結果、大学における研究成果、特許の産業界への移転や活用が進んでいた。米国における成功を目の当たりにして、わが国においても前述した TLO 法や産業活力再生特別措置法が制定され、大学で創出された発明の権利化と、それによる商業化、社会実装の促進に向けた仕組み作りが進められた。

その後、2002 年に公表された科学技術・学術審議会の知的財産ワーキング・グループによる報告書<sup>3)</sup>には、特許の帰属について、社会貢献への要請の高まりや、国民の理解を得る必要性、大学の体制整備の進展などを鑑みると、職務発明に係る特許について、大学への機関帰属を原則とすべき旨が示された。そして、国立大学の多くは、その後の法人化のタイミングで知的財産ポリシーや職務発明規定を制定し、教職員に対しては発明の届出を義務づけた。

同報告書は、論文や学会の発表前における届出の徹底を求めることが必要として、教職員の意識や知識の向上、相談体制や社会実装に向けた体制整備の重要性も指摘した。しかしながら、学内手続きの周知や、知財制度の啓発活動は行われてはいるものの、発明の届出は必ずしも十分には浸透していない様子である<sup>4)</sup>。その背景

には、特許制度への認識不足や、特許出願に伴う（煩雑な）手続きへの忌避感、社会実装への関心の低さなどが挙げられる。仮に権利化を通じて収益が期待される発明が生まれたとしても、届け出されずに公開されてしまえば、経済的な機会損失も生まれ得る。この点に関連して、今般公表された国立大学法人等計画基本方針には、人事評価についてアカデミックな業績のみならず、法人のミッションに応じた観点を入れた評価の仕組み構築が盛り込まれており、観点のひとつとして産学連携も例示されている。届出を徹底するためには、たとえば届出へのインセンティブとして、教員の評価における特許出願や特許化の実績考慮<sup>5)</sup>、合理的な理由もなく発明届の提出を怠った場合には、学内規則に照らしたペナルティの導入なども考えられる。一方で、インセンティブの導入を推し進めることは、いたずらな発明届の増加や、発明の承継や出願判断を担う部署の負担増につながるなどの懸念もある<sup>6)</sup>。また、権利化や事業化に必ずしも前向きではない教職員が、専らインセンティブのために発明届を提出し、発明を特許化したとしても、本人の積極的な協力が得られなければ、結局のところ社会実装に至るのは極めて困難である。インセンティブの設計にあたっては、その実効性を担保するためにも、慎重な検討が求められる。

大学の研究者による発明の扱いについては、発明者個人から大学組織へ承継されるケースが多くを占める。わが国の職務発明制度における権利の帰属は、2015年の特許法改正によって、「あらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属する」と規定されている。そのため、大学にお

いても、従前どおり原始的には発明者に帰属させるのか、法改正により可能となった原始的な機関帰属とさせるのかを選択できるようになったが、同改正に際しては、大学における発明の扱いについても様々な検討がなされた。2014年5月に発出された八大学産学連携本部長から特許庁への要望書では、大学特有の事情として、研究者等の研究に対する目的意識の多様性や、学術発表の重要性などを指摘しつつ、弾力的な運用を可能とする制度の構築を求められた。同年7月に公表された日本学術会議の知的財産検討分科会による報告書「科学者コミュニティから見た職務発明制度のあり方と科学者に対する知財教育の必要性」においても、大学等の研究者にとっては、職務発明と見なされるものでもあっても、発明者帰属が望ましいとしている<sup>7)</sup>。その結果、2015年1月に産業構造審議会特許制度小委員会がまとめた「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて」には、職務発明制度の改正の方向性について、特許を受ける権利は現行制度を改めて初めから使用者に帰属するものとしつつも、大学は特許を受ける権利を研究者に帰属させることが適切であるとして、特許を受ける権利の従業者帰属を希望する法人として示された。

法改正後に公表された科学技術・学術審議会の大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会による報告書「大学等における職務発明等の取扱いについて」（2016年3月）は、2002年の「知的財産ワーキング・グループ報告書」に示された、発明者個人から大学等機関に承継することを原則とする方向性に基づく大学が引き続き多数であるとしつつ、「大学等から、あるいは公的に支給された何らかの研究経費を

使用して大学において行った研究などの結果生じた発明を職務発明の最大限としてとらえて、その範囲内で各大学等が自らのポリシーに基づいて取得・承継する権利を決定すべき」との方針を示した。

このように、今日までわが国における大学の多くは、教職員の発明に関して、特許を受ける権利は原始的には発明者に属し、大学が承継判断をしたうえで、機関帰属とするルールを敷いている。一方で、大学ごとに、その具体的な運用には違いもある。たとえば、東京大学は特許法上の「職務発明」とは一線を画すためとして、発明の取扱規則において「職務関連発明」との用語を用い、教職員による発明を定義し、その扱いを定めている<sup>8)</sup>。京都大学は発明規程において職務発明の届け出を求める一方、研究者が特許出願をすることが公共の利益に反すると判断した場合などはこの限りでないとして、大学HPのQ&Aには「京都大学では、特許出願されるべきかどうかの判断を発明者に委ねています（ただし、その主旨が公共の利益に資する場合に限る）。したがって、発明を届け出ずに発表を行うことに拘束はありません」とも記している<sup>9)</sup>。沖縄科学技術大学院大学（OIST）は「基本方針・ルール・手続き」のなかで、「創作者は、自己が創作したいいずれかの本学知的財産をパブリックドメインに帰すことを望む場合は、創作者の共同書面により OIST Innovation に対してそれを求めることができます。そして OIST Innovation は、その単独の裁量で、該当する本学知的財産をパブリックドメインに帰すことができます」としている。

職務発明制度の運用における大学間の違いは、大学との共同研究など産学連携を推進したい企業にとって煩雑であり、研究者の大学間におけ

る流動性の高さと相まって、権利関係の整理を複雑にしている。一方で、大学ごとにその規模や体制、成り立ちは様々であり、社会や地域から期待される役割も異なるため、職務発明の扱いに違いが出るのもやむを得ない。欧米の大学においても、研究者が生み出した発明の帰属や扱いには幅があり<sup>10)</sup>、大学ごとの特徴や置かれた状況に応じた対応は、自主性の範疇ともいえる<sup>11)</sup>。しかし、大学の自主性は尊重しつつも、産学連携の促進に向けた環境整備への期待も大きい。2025年3月に知的財産推進戦略事務局は「大学等研究者の転退職時の知財取扱いに関する指針」を公表した。この指針は、大学等研究者の転退職時に転職前に所属する大学と、転職後に所属する大学との間でチェックすべき留意事項をまとめ、事例を紹介したものである。このような指針の策定が、大学の自主性を尊重したうえで、環境整備に資することも期待される。

発明の出願プロセス、権利化に伴う課題も多岐に及ぶ。なかでも大学の知財活用における戦略性の欠如や、特許の質の低さに関する指摘は以前から見られる<sup>12)</sup>。その背景には、大学における知財関連の予算や、専門人材の不足といった問題もあるが、そもそも、自由な研究から多様な発明が生まれる大学において、企業と同レベルの知財戦略や権利化を求めることには、大きな制約や困難が伴うことにも留意すべきである。企業の場合は、事業領域や経営戦略、開発戦略などに基づいて研究開発活動を進めるために、ある程度の予見性をもって発明が生まれ、であればこそ迅速かつ戦略的な権利化も可能といえる。一方で、基本的に事業主体とはならない大学において、教職員の自由な研究から不定期に生まれる発明に対して、戦略的な権利化を図ることは容易ではない。国立大学法人等計画

基本方針には、専門人材の採用や育成、キャリアパスの構築が挙げられているが、産学連携分野における専門人材の確保や、大学組織における事務職員を含めた体制の整備については、実態を踏まえた検討が求められる。

大学が取得する特許の質に関しては、わが国の RU11 コンソーシアム構成大学<sup>13)</sup> から生まれた特許であっても、米国のトップ大学と比べて技術的な価値が低いとの評価や、米国の大学では多額の研究費を費やして少数の特許出願がなされ、それらが多くのロイヤルティ収入を生み出しているとの分析がある<sup>14)</sup>。このような評価や分析については、国の規模や経済力、研究力にも大きく依存するために、単純な検討は行えないものの、わが国の大学における慢性的なリソース不足も踏まえると、大学による特許出願は、特に事業化や収益化が期待される研究や発明に注力し、特定の研究に対する戦略的な権利化を図ることも考えられる<sup>15)</sup>。選択と集中を進めることによって、企業からも評価される強い特許や特許網を生み出し、その利活用、社会実装につなげる可能性を高めることも期待される。

大学が保有する特許のライセンス活動においても、企業とは異なった課題が見られる。特に、わが国の大学は予算や人材といったリソースの制約や、レピュテーションリスクのために、権利行使に極めて慎重であることが知られている<sup>16)</sup>。そのため、仮に大学が保有する特許がある企業に侵害されたとして、相手企業にライセンス交渉を打診しても、足下を見られて相手にされない可能性がある。見方を変えると、侵害行為が存在するという事は、大学が特許を取得する目的のひとつ、社会実装は図られつつある状況ともいえるが、特許を取得する動機は、やはり発明実施のコントロール、そして収益化にある。

そのためには、大学は知的財産から収益を得ることの妥当性や正当性を、説得力をもって説明する必要がある。研究費の確保は、特に近年大学にとって喫緊の課題であるが、この動機はともすれば自己都合とも見られがちである<sup>17)</sup>。相手企業はもとより、社会に受け入れられるためには、より納得感のある説明が求められる。大学が特許を取得して活用することが社会に利益をもたらすことを丁寧に説明し、そのための大学における投資回収の必要性をアピールし、理解を得るのである。たとえばライセンス収入の用途として、大学における知財管理上のコスト補填のほか、大学から生まれた知的財産の更なる活用に向けた投資、社会実装を目指す応用的な研究や、いわゆる GAP ファンドの原資とすることなどが考えられる<sup>18)</sup>。

### 3. 未利用特許の収益化に関する課題

大学が保有する特許には使われていないものも多く、そのような未利用特許の活用、棚卸しも課題とされている<sup>19)</sup>。企業との共有特許の場合には、共有先の企業が権利化や維持コストを負担するケースが多いものの、単独特許や大学間の共有特許の場合にはコストの負担が問題となる。いわゆる防衛特許を必要としない大学にとっては、できるだけ活用可能性の高い発明に絞って権利化を図り、それらを活用した社会実装の実現が期待される。しかしながら、大学から生まれる発明は、その性質上、基礎的、科学的なものも多く、企業から生まれる発明のように社会実装に直結するものは少ない。そのため、自ずと未利用特許が生まれやすく、より積極的なライセンス活動や放棄の検討が求められる。

特許の活用先を見出せない場面においては、

それを放棄してパブリックドメインに供することも、自らは実施しない大学にとっては合理的な選択肢といえる。しかし、一旦放棄してしまうと、特許を利用した社会実装のコントロールはできず、特許を通じた収益化の道も潰える。そのため、コントロールの余地を残したい場合や、収益化の可能性を僅かでも追求する場合には、より積極的な特許の利活用、そのライセンスや譲渡を検討する必要がある。その際、一般的な企業とは異なり、大学が主体となる際のハードルのひとつが、レピュテーションリスクである。たとえば、特許の譲渡を検討する際に、相手企業に発明を自ら実施する意図がなく、専ら他者への権利行使を目指すような場合には、大学が所謂パテント・トロールへ売り渡したとの非難を受ける可能性がある。また、大学がすでに実施している企業に対して、ロイヤルティを求める行為についても、大学自体がパテント・トロール的であるとの非難を受ける懸念もある。

かつて米国では、2000年初頭から大きな社会問題となっていたパテント・トロールに対して、米国の大学がトロールに特許を売り渡すといった非難を浴びていた。このような状況を受けて、2006年に米国の主要大学の産学連携部門や研究部門の担当者らが会議を開催し、大学から企業などへの技術移転に関する様々な検討を行った。その成果のひとつが2007年に公表された覚書「In the Public Interest: Nine Points to Consider in Licensing University Technology (公共の利益のために：大学技術のライセンスに際して検討する9つのポイント)」である<sup>20)</sup>。この覚書は、その中でパテント・トロールへの注意を促しており、未利用特許の在庫を多く抱える大学に対しては、特許の商業化を目指す付加価値モデルと、所謂パテント・トロールモデルがあるとし

て、このうち商業化に関心はなく、事業会社への特許侵害警告によって、その訴訟コストに対してライセンス料や補償金の支払いを求めるパテント・トロールに対する注意を特に促している。そして、大学に対しては、収益化のための侵害訴訟によらず、公共の利益に貢献することを求めている。この覚書には、多くの大学から賛同が集まり、100を超える大学や研究機関がこれに同意、署名した。覚書を通じたメッセージの発出により、多くの大学がパテント・トロールには与しないとの立場を示したものの、一方で、その後もアカデミアからパテント・トロールへの譲渡に関する分析もあり<sup>21)</sup>、また、大学における未利用特許の扱いや、その収益化も引き続き課題となっていた<sup>22)</sup>。

そのような中、2021年に米国内の有力大学15校<sup>23)</sup>が特許管理会社、University Technology Licensing Program, LLC (以降、「UTLP」)を設立し、相互に補完的な特許を持ち寄ってライセンスを模索する取り組みを開始した。UTLPの活動を通じて、参加大学は研究成果の社会実装に向けた事務的な負担を集約低減し、各大学の費用面などの課題を克服することを目的としている。同社は、自動運転やビッグ・データなどの特定技術の実施のためのポートフォリオを構成しつつ、相互に代替的な関係にない特許のみをプールに含めるなど、競争を保護するための幾つかのセーフガードを導入し、個々の特許や複数の特許の組み合わせ、ポートフォリオ全体など、柔軟性を備えたライセンス形態を設けているとされる。

同社の取り組みの適法性については、司法省反トラスト局から前向きな評価を得られている<sup>24)</sup>。同局はUTLPの設立に際して共同特許ライセンス・プールのレビューを行い、競争を阻害

する可能性は低いとの見解を示した<sup>25)</sup>。同社のライセンスが特定の関連技術や個別の特許をはじめとして、その範囲を柔軟に選択できることなどを評価し、これまでに活用されていない大学発明の社会実装を促す点において、産業界やアカデミア、最終的には国民が裨益するとしている。有識者からも評価の声はある。元米国特許商標庁長官の David Cappos 氏は、UTLP が大学や民間部門の長年の要望に応える創造的な解決策であるとして、技術のライセンスがはるかに容易かつ便利になり、すべての参画者に利益をもたらすと述べている<sup>26)</sup>。

一方で、UTLP に対しては批判や懸念の声もある。電子フロンティア財団は、品質の低い特許も含めて一括でライセンスして使用料を求める可能性があるなど、UTLP を構成する大学による活動がパテント・トロール的であると懸念を示している<sup>27)</sup>。このような懸念の背景として、UTLP の活動は新たに発明の社会実装を目指すのみならず、すでに商業実施している企業に対してもライセンス契約の締結などを目指していることが挙げられる<sup>28)</sup>。一般的な企業、事業会社であれば当然とすべき立場ともいえるが、大学の特許管理会社が示すことによって、参加する大学がパテント・トロール的であると見なされる一因ともいえる。

わが国のアカデミアも、パテント・トロール問題には慎重に対応してきた。2009 年に策定された東京大学のライセンス・ポリシーには、「ライセンスする技術について、社会での実用化・事業化の可能性、及び、それらの早期実現可能性を重視する」としつつ、同時に「公序良俗に反する目的に利用されないよう充分配慮することや、「ライセンスにより不適切な被害を蒙る第三者が出ないよう充分配慮する（所謂パテ

ント・トロール的行為に加担しないよう配慮する）」ことが記されている。2010 年に日本学術会議の知的財産検討分科会が公表した報告書「科学者コミュニティから見た今後の知的財産権制度のあり方について」においても、パテント・トロール問題は重要課題のひとつとされ、「特許権保有者から特許を買い集め、それらの特許を自ら実施する、あるいは積極的にライセンスするという意図なく、差止請求権の威迫を背景に専ら金銭を請求する企業（いわゆる、パテント・トロール）の活動が国内外で問題視されている。科学者コミュニティの用いるリサーチ・ツールなどの特許がパテント・トロールにわたった場合、研究活動が制約を受ける危険性がある。この問題に対応するため、以下のことが望まれる」とし、「パテント・トロールとして行動することが明白な者に対しては、科学者コミュニティが保有する特許権を譲渡しないよう留意すべき」であることや、「同時に、パテント・トロール問題に関して、制度的に解決が図られるよう、関係各機関に要請すべき」ことが指摘された。2014 年に公表された「イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策」（科学技術・学術審議会）においても、大学は自らが放棄しようとする知的財産権について第三者から譲渡を求められた場合には、その者が「自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等」への該当性の確認が求められ、大学が知的財産権を当該者へ譲渡することは、産業の正常な発展の阻害につながる恐れがあることから、原則として避けるべきと指摘している<sup>29)</sup>。

他方で、わが国においても大学が未利用の特許を持ち寄り、これを活用しようとする動きは以前より見られる。たとえば、経済産業省が行

った調査事業、大学保有知的財産の群管理による活用の取り組みを契機として、2013年には「大学知財群活用プラットフォーム」が発足している。このプラットフォームは、複数の大学が特許などの知的財産を持ち寄り、その社会実装、商業化を目指すものであり、企業ニーズを踏まえたうえでの、大学シーズとのマッチングを主眼とした活動ともいえる。

2024年度には、経済産業省が知的財産権を集約してライセンスなどを行うビジネスの事例調査を実施し、2025年5月に「知財権集約ビジネス事例集」として公表した。その中には、大学が研究で獲得した知的財産を整理し、事業化など活用可能性の高いものを集約したうえで、知財権集約ビジネス事業者と連携して社外での活用方策を探る、研究内容の社会実装に取り組む類型が示されている。その類型としては、大学知財の価値向上と事業化を進める「研究事業化型」や、知的財産を通じたスタートアップへの出資を進める「インキュベーション型」が挙げられており、未利用の特許をビジネス業者が購入して、自社で価値を向上させて大企業にライセンスすることや、大学が保有する知的財産をスタートアップとマッチングさせて、スタートアップへの移転、社会実装を目指す取り組みなどが示されている。

このように、わが国の大学においても、特許を持ち寄ったり、他者を介在させたりすることにより、その利活用を目指す取り組みはみられる。ただし、いずれにおいても、発明を実施している第三者へのライセンスを目指すよりは、新たな社会実装に向けた取り組みに重点を置いた様子である<sup>30)</sup>。

#### 4. 考察：大学が特許で収益を得ること

大学が特許で収益を得ることは社会にどのように受け止められるのか。たとえば、京都大学のHPには、「大学の発明が特許によって権利化されていれば、開発に情熱を傾ける企業に独占的实施権を与えて産業化を促すこともできますし、あるいは多数の企業に対して安く通常実施権を与え幅広い普及を図るなど、発明の社会への貢献と公共の利益のバランスを図ることが可能となります」とある。社会貢献や公共の利益への志向を踏まえると、社会実装の拡大こそが目的であり、特許の取得はそのための手段としてみれば、なるべく安く実施権を付与すべきともいえる。大学知財ガバナンスガイドラインにおいても、大学は、自らの経済的価値のみを最優先としないからこそ、ステークホルダーとの協調関係を構築し、大学知財の社会実装機会の最大化を目指す役割を果たすことができるとしている。また、必ずしも収益化を最大の目標とはしないとしつつ、得られた収益を次の研究開発に回す旨も記載されている。一方で、前述したとおり、得られた収益の用途については、大学の研究予算は競争的資金を含めて国や公的機関から得られるもので行うべきであり、社会実装を進めるためのライセンス料により賄うべきではないとの指摘もある。

大学の特許については、質の低さや戦略の欠如といった指摘を受けつつも、大学が保有する特許の実施許諾数や収入額は、全体としては増加傾向にある<sup>31)</sup>。また、大学は権利行使に極めて消極的であるとの指摘を受けている一方で、経済産業省が2025年5月に公表した調査結果によると、大学特許のライセンス料率は3%程度であり、企業間のそれと特段の遜色はない<sup>32)</sup>。

そのため、少なくともこれらのデータからは、大学の特許が相場よりも低く評価されているといった傾向は見られない。また、わが国の大学におけるライセンス収入が、欧米の大学と比較して少ないとの指摘についても、比較にあたっては各国の経済規模や、大学の研究力、研究環境の優劣なども踏まえて評価する必要がある。わが国における多くの大学の知財収支は赤字であるものの<sup>33)</sup>、欧米の大学においても、特許料収入が黒字化しているのは一部の大学に過ぎず<sup>34)</sup>、大学における知的財産の活用は、わが国の大学のみが特に問題を有するものではなく、より普遍的な課題ともいえる。

大学で生まれた発明について、単にその社会実装を目指すのみであれば、あえて赤字体質の知財部門を擁する必要性は乏しい。やはり特許を取得する目的は、出願や管理維持にかかるコスト以上の収益を挙げることや、その実施をコントロールすることにある。そのための課題は様々であり、前述した発明の届け出や承継、出願の判断、強い特許や特許網の確保、権利行使に関する大学のスタンスや、ライセンス交渉の困難さなど多岐にわたる。未利用特許の扱いに

関しても、通常のライセンス活動や放棄に加えて、その利活用に向けた集約化や特許集約ビジネスの活用なども考えられる。そして、各大学によって置かれている状況は異なることから、すべての大学に最適な知財活用の在り方は存在しない。それぞれの大学に応じた適切な知財活用の仕組みを検討する必要がある<sup>35)</sup>。

大学がより積極的に特許の収益化を進めるためには、すでに商業実施している企業を見つけ出して、ライセンスを求めることや、訴訟も辞さない交渉姿勢も求められる。米国においては、大学が特許訴訟ファンドと提携するケースも報告されている<sup>36)</sup>。大学には批判を過度に恐れないスタンスが求められるし、社会にも大学による収益化の姿勢を受け入れることが期待される。わが国においては、長年にわたり、ほとんどの大学の知財収支が赤字であることや、知的財産の収益化を強く求めるケースも目立たないことから、大学による知的財産の収益化は大きな議論にはなっていない。しかし、今後はそのような議論を交えつつ、より積極的な知的財産の社会実装と、それに伴う収益化を進める必要がある。

## 注)

<sup>1)</sup> たとえば、中山保夫・細野光章・富澤宏之『国立大学の研究者の発明に基づいた特許出願の網羅的調査』文部科学省科学技術・学術政策研究所(2017)、元橋一之・池内健太・KWON Seokbeom『国立大学法人化による大学特許に対する影響：研究者レベルの実証分析』RIETI Discussion Paper Series 22-J-017、独立行政法人経済産業研究所(2022)を参照

<sup>2)</sup> たとえば、知的財産戦略推進事務局が開催したスタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会による「スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの強化に向けた施策の方向性」(2022)には次のような指摘がある。「一部の大学においては、知財獲得やマネジメントのための深刻な資金不足や脆弱な体制も指摘される。大学の知財マネジメ

ント能力には大きなばらつきがあることが指摘されている。大学の研究開発により創出された優れた技術の外国出願も十分にできず、グローバルな事業展開の芽を早々に潰してしまっている例もあるとの指摘もある。大学で権利化された特許が、実際の事業遂行に必要な権利範囲を確保できておらず、事業化につなげることが困難となるケースが多いことも指摘されている。」

<sup>3)</sup> 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会知的財産ワーキング・グループ「知的財産ワーキング・グループ報告書」(2002) [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021101.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021101.htm) (2026年1月31日アクセス)

<sup>4)</sup> たとえば、2025年に公表された令和6年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「大学の研究者の目線に立った知財の情報提供に関する調査研究報告書」(三

- 菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)によると、大学研究者の考え方や特許に対する印象等を把握する目的で大学研究者を対象として実施したアンケート調査において、5461 者へアンケートを配布したものの、回答者は179 者、回答率は約3.3%であった。また、回収されたアンケートは特許に関心のある層が多い可能性があるなかで、発明届の提出経験者は約7割であった。
- 5) たとえば、群馬大学の「知的財産ポリシー要旨」には、項目「知的財産の管理、活用及びその実施体制」中に「インセンティブ：本学は知的財産権取得促進のため、知的財産への貢献度を教員の評価に反映させる又、ロイヤリティの一部を発明者所属の研究室に還元するよう、努力する」と記載されている。
- 6) たとえば、下田隆二「国立大学法人の知的財産管理」『日本知財学会』pp. 43-51, Vol.1, No.1 (2004) には次の指摘もある。「発明者からの出願に対するプレッシャーがかかる中で、適正な出願の可否判断が行えるかという点が懸念される。特に、特許が研究者や大学の部局の評価の指標として用いられる場合には、その懸念が大きいと考えられる」、「評価の指標としては、特許出願、権利化された特許権、実施許諾された特許件数や実施料収入などがありえる。しかし、権利化や実施に至るリードタイムを考えると出願件数が評価項目となりがちであると思われる。仮に件数が評価の指標となれば、出願への圧力は大きなものとなる」
- 7) そのほか、アカデミア関係の団体からも発明者帰属を選好する意見表明がなされた。medU-net (医学系産学連携ネットワーク協議会) は2014年に特許庁担当部署に提出した意見書において、法律の策定においては、機関において、原始的な帰属先を、発明の属性ごとに分けて個人あるいは法人にすべく予め規定することを可能にするなど、様々な背景の発明を抱える大学等の実情に配慮した制度設計を求めている。
- 8) 東京大学は「大学の業務範囲」を研究範囲として捉えると非常に範囲が広く、また、「従業員の職務」についても研究者の裁量が大きいため、大学として個別に判断することが必要であるという趣旨から発明等取扱規則(第3条第7号)において「職務関連発明」という定義を設け、特許法の用語である「職務発明」とは区別することとしている。
- 9) 京都大学産官学連携本部 HP <https://www.saci.kyoto-u.ac.jp/ip-public/faq/1-2/> (2026年1月31日アクセス)
- 10) たとえば、科学技術・学術審議会の大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会(第5回)の資料1「大学等における職務発明制度の運用に関する論点整理(論点案)」(2016) 参照
- 11) 大学の自主性については、教育基本法においても「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」(第7条2項)と規定されている。
- 12) たとえば、大学知財ガバナンスに関する検討会(第1回)の資料5「大学知財マネジメントの現状課題と知財マネジメントの方針施策について(たたき台)」における「大学知財マネジメントの課題：アカデミア特許の質・利用性」を参照
- 13) RU11 コンソーシアム構成大学：北海道大学、東北大学、東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学、筑波大学、東京科学大学
- 14) 「大学知財マネジメントの現状課題と知財マネジメントの方針施策について(たたき台)」の「大学知財マネジメントの課題：特許の技術的価値の日米比較」、「大学知財マネジメントの課題：研究費あたりの特許出願数・平均ロイヤリティー額」、「大学知財マネジメントの課題：大学知財ライセンスの日米比較」参照
- 15) なお、2004年の知的財産推進計画には「大学の発明が死蔵され、不良資産化することのないよう、大学知的財産本部が研究成果の評価、権利化、マーケティング等を判断する際には、民間の人材や弁護士・弁理士等適切な人材を活用しつつ、TLOに蓄積された知識・経験を積極的にいかす体制を整備する」との記載があり、国立大学法人化のタイミングにおいて、すでに大学発明の死蔵や不良資産化への問題意識はあった。
- 16) たとえば、「第3回 大学知財ガバナンスに関する検討会 議事概要」(2022)には次の記載がある。「日本の大学が特許権者で原告となった特許訴訟はおそらく1件もないはずで、国際的なライセンス交渉の中で足元を見られやすいという実情がある」。
- 17) たとえば、2014年4月に開催された産業構造審議会知的財産分科会第4回特許制度小委員会の議事録をみると、後藤晃委員(政策研究大学院大学教授)は「大学とか国研なんかは運営費交付金とか国とかの競争的な資金で研究費をやっていますので、研究開発費の投資の回収というのは当てはまらない」と述べている。また、同様の指摘は企業関係者からも聞かれる。
- 18) なお、大学の知的財産を用いた企業がロイヤリティを支払うのはむしろ当然との声もある。石埜正徳「大学の研究と職務発明制度」『パテント』pp. 83-89, Vol. 67, No. 9 (2014)には次の記載がある。「大学の公的研究を一企業が使用して利益をあげた場合、何等かの受益者負担や社会還元は当然義務付けられるべきであり、大学へのロイヤリティー支払いはそのらからの要請と捉えた方が良いのではないか。この点、ロイヤリティーの形で大学に還元するスキームは、利益の大小を的確に反映できて合理的と言える。」
- 19) たとえば、大学知財ガバナンスに関する検討会(第1回)の資料5「大学知財マネジメントの現状課題と知財マネジメントの方針施策について(たたき台)」の「大学知財マネジメントの課題：大学特許の利用状況」参照
- 20) “In the Public Interest: Nine Points to Consider in Licensing University Technology” (2007) <https://autm.net/about-tech-transfer/principles-and-guidelines/nine-points-to-consider-when-licensing-university> (2026年1月31日アクセス)
- 21) Fusco, Stefania et al., “Monetization Strategies of University Patents Through PAEs: An Analysis of US Patent Transfers” ISSI Conference Proceedings (2019)
- 22) たとえば、Federico Caviggioli, et al. “The licensing and selling of inventions by US universities” Technological Forecasting and Social Change, Volume 159, 120189 (2020)には、米国の大学が保有する特許の収益化割合について37%との分析がなされている。

- 23) UTLP 参加大学：Brown University, California Institute of Technology, Columbia University, Cornell University, Harvard University, Northwestern University, Princeton University, State University of New York at Binghamton, University of California, Berkeley, University of California, Los Angeles, University of Illinois, University of Michigan, University of Pennsylvania, University of Southern California, Yale University
- 24) 「欧米競争政策の動向のポイント」（公益財団法人 公正取引協会）pp. 4-5, No.12（2021）
- 25) “Re: University Technology Licensing Program Business Review Request” Antitrust Division, U.S. Department of Justice (2021) <https://www.justice.gov/atr/page/file/1352961/dl?inline>（2026年1月31日アクセス）
- 26) Press release “Leading Universities Launch Joint Technology Licensing Program” UTLP (2021). <https://www.utlp.net/press-release>（2026年1月31日アクセス）
- 27) Joe Mullin “15 Universities Have Formed A Company That Looks A Lot Like A Patent Troll” Electronic Frontier Foundation (2021) <https://www.eff.org/deeplinks/2021/06/15-universities-have-formed-company-looks-lot-patent-troll>（2026年1月31日アクセス）
- 28) UTLP の HP には“the program will provide interested companies with a “one-stop shop” that licenses patents relevant to licensees’ existing and/or future product offerings.”との記載があり、Q&A には “who needs licenses to the patents UTLP offers?” との問いに対して “any person or organization that currently makes commercial use, of the patented technology should obtain a license from UTLP.”との回答がある。
- 29) 科学技術・学術審議会「イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策」p. 7（2014）
- 30) たとえば「知財権集約ビジネス事例集」においても、「研究事業化型」の説明には、大学や研究機関で開発された知財を、社会実装の道筋をつけることでバリューアップさせるとし、研究の事業化はイノベーション創出や産業振興などの公的な意義があり、そうした背景を説明することでパテント・トロールとの差別化を図るとしている。また、「インキュベーション型」の説明には、パテント・トロールとの差別化として、スタートアップの成長でマネタイズするモデルであるため、パテント・トロールと捉えられることはないとの説明がなされている。
- 31) 特許庁『特許行政年次報告書 2025 年版』p. 58（2025）によると、2018 年度の特許権による実施許諾等の件数は、2018 年度の約 1 万 7 千件から 2023 年度には約 2 万 5 千件へ増加しており、収入も 2018 年度の約 44 億円から 2023 年度の約 55 億円へと増加している。
- 32) 経済産業省による調査事業の報告書『ロイヤルティ料率に係るアンケート調査結果』株式会社野村総合研究所、株式会社帝国データバンク（2025）によると、特許権のロイヤルティ料率の平均値は全体で 3.2%であり、属性別にみると、大企業 3.1%、中企業 2.8%、公立研究所 3.3%、大学 3.4%となっている。
- 33) たとえば、「独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について」会計検査院（2015）には、大学法人のなかには特許権の取得についても赤字体質のところが多いとして、「各法人が保有する特許権については、特許権の保有目的に留意しつつ、特許権に係る事業化の拡大を図ることと併せて、特許権の維持に要する費用の負担を軽減する観点から、保有する特許権の見直しを引き続き積極的に進めていくこと」が求められている。
- 34) 立川伸子「大学の知的財産マネジメントに関する考察～大学における特許の取得と活用：実務的観点から～」神戸大学博士學位論文（2024），pp. 83-85.
- 35) 大学の規模に応じた知財部組織の在り方については、「大学における知的財産管理体制構築マニュアル」独立行政法人工業所有権情報・研修館（2009）にも記載がある。
- 36) United States Government Accountability Office “INTELLECTUAL PROPERTY Information on Third Party Funding of Patent Litigation” Report to the Ranking Member, Subcommittee on Intellectual Property, Committee on the Judiciary, U.S. Senate (2024) <https://www.gao.gov/assets/gao-25-107214.pdf>（2026年1月31日アクセス）